報

告

毎週火・金曜日発行(当日が休日に当たるときは、休日の翌日

目 次

則

○福島県財務規則の一部を改正する規則

○福島県災害救助法施行細則の一部を改正する規則

○大規模小売店舗立地法第六条第二項の規定により変更の届出があっ

○大規模小売店舗の新設の届出について意見があった件 ○大規模小売店舗の変更の届出について意見があった件

○保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知をする森林所

有者等の所在が不分明であるため当該通知の内容を掲示した件

蒉 悥 를 를

○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を指定する件

福

○落札者を決定した件

○特定非営利活動法人の設立の認証の申請があった件

規

則

る規則をここに公布する。 福島県財務規則の一部を改正する規則及び福島県災害救助法施行細則の一部を改正す

-成二十六年六月二十七日

福島県知事

佐 藤 雄 平

福島県規則第五十二号

福島県財務規則の一部を改正する規則

第五十七号様式(裏)及び第六十号様式(裏)中「必窳する份鑑が30,000円以上で添 福島県財務規則(昭和三十九年福島県規則第十七号)の一部を次のように改正する。

業に関するものであるとき」や「印紙税法の規定により課税の対象となる場合」以、

徴党法」を「回注」に、「はり」を「貼り」に改める

2

1

この規則は、公布の日から施行する

る送金通知書とみなす。 それぞれ改正後の福島県財務規則第五十七号様式による支払証及び第六十号様式によ 規則」という。)第五十七号様式による支払証及び第六十号様式による送金通知書は、 この規則の施行の際現に送付されている改正前の福島県財務規則 (以下「改正前

様式による用紙は、所要の調整をして使用することができる。 この規則の施行の際現に作成されている改正前の規則第五十七号様式及び第六十号

3

入札監理課

福島県規則第五十三号

に改正する。 福島県災害救助法施行細則(昭和三十五年福島県規則第四十九号)の一部を次のよう福島県災害救助法施行細則の一部を改正する規則

を「に供与」に改め、同表の一の2の〇中「二、四〇一、〇〇〇円」を「二、五三〇 に改め、同表の一の2の○中「応急仮設住宅には」を「応急仮設住宅は」に、 に改め、同表の一の1の三中「三○○円」を「三一○円」に、 ○○○円」に改め、同表の一の2の四を次のように改める。 別表第一の一の1の①中「避難所には」を「避難所は」に、 「を収容」を「に供与 「を収容」を 「を収容 「に供与

として設置することができる。 て日常の生活上特別な配慮を要する複数のものに供与する施設を応急仮設 老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有し、高齢者等であつ

された」を「避難している」に改め、 に、「三五、三〇〇円」を「三六、一〇〇円」に、 〇円」に、「六〇、二〇〇円」を「六二、一〇〇円」に、「七五、七〇〇円」を「七八、 四〇円」に改め、同表の三の3の①中「一七、二〇〇円」を「一七、八〇〇円」に、「二 「三九、二〇〇円」を「四〇、 一、二〇〇円」を「二三、九〇〇円」に、 「一六、八〇〇円」を「一七、四〇〇円」 、四〇〇円」を「二一、七〇〇円」に、「五、六〇〇円」を「五、八〇〇円」に、 「九、一〇〇円」を「九、四〇〇円」に、「一七、四〇〇円」を「一八、〇〇〇円」 ○○円」に、「一○、四○○円」を「一○、七○○円」に改め、同表の三の3の□中 別表第一の一の2の①中「に収容」を「を供与」に改め、同表の二の1の①中「収容 「三六、九○○円」を「三八、一○○円」に、「五一、四○○円」を「五三、一○ 「七、三○○円」を「七、五○○円」に、「三八、五○○円」を「三九、四○○円」 同表の六の2中 四〇〇円」に、 〇〇〇円 円 同表の二の1の臼中「一、○一○円」を「一、○ 一に、「一九、九〇〇円」を「二〇、六〇〇円 に、「三、四〇〇円」を「三、五〇〇円」に、 「三二、七〇〇円」を「三三、七〇〇円」に、 「一二、〇〇〇円」を「一二、三〇〇円」に、 「一三、八〇〇円」を「一四、二〇〇円」に、 「七、六〇〇円」を「七、八〇〇円」に、「一 を一五四七、 「四九、七〇〇円」を「五一、二〇〇円」 「三、三〇〇円」を「三、四〇〇円 000円」

2

○円」に改め、同表の一の1の穴中「一五、七○○円」を「二○、六○○円」に改め、を「一四、二○○円」に改め、同表の一の1の缶中「一六、八○○円」を「一六、二○ 同表の一の1の仕及び八中「一四、九〇〇円」を「一九、四〇〇円」に改める。 の1の□中「一六、七○○円」を「一六、六○○円」に改め、同表の一の1の回中「一 に改め、同表の十一の4の□中「五、○○○円」を「五、二○○円」に改める。 六四、八○○円」に改め、同表の十一の4の○中「三、三○○円」を「三、四○○円」 九の3中「二〇一、〇〇〇円」を「二〇六、〇〇〇円」に、「一六〇、八〇〇円」を「一 七、九○○円」を「一八、○○○円」に改め、同表の一の1の伵中「一四、七○○円」 別表第二の一の1の①中「二三、一〇〇円」を「二一、三〇〇円」に改め、同表の

この規則は、 公布の日から施行する。

示

課に備え置いて縦覧に供する。 模小売店舗について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出を平成二十六年六 福島県県中地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び須賀川市産業部商工労政 月二十七日から同年十月二十七日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、 福島県告示第四百六号 大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第二項の規定により、大規

福島県知事 佐 藤 雄 平

変更しようとする事項 株式会社カワチ薬品須賀川店 大規模小売店舗の名称及び所在地 福島県須賀川市陣場町一番地ほか

平成二十六年六月二十七日

福

駐車場の収容台数

1

(変更前) 二百三台

駐車場の自動車の出入口の数及び位置 (変更前) (一 (変更後) 百三十一台 数 十か所

位置 別紙図面のとおり

(変更後) 数 七か所

位置 別紙図面のとおり

変更しようとする年月日 平成二十七年二月十七日

 \equiv

届出年月日

四

平成二十六年六月十六日

(避難者支援課)

福島県告示第四百八号

工観光課に備え置いて縦覧に供する。 くり課、福島県県北地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び伊達市産業部商 六年六月二十七日から同年七月二十七日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづ 項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十 大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下 「法」という。)第八条第一

平成二十六年六月二十七日

福島県知事 佐 藤 雄 平

意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地 (仮称) ダイユーエイト保原店 福島県伊達市保原町上保原字正地内二十二番地一

法第八条第一項の規定により伊達市から聴取した意見の概要 意見なし。

(商業まちづくり課)

福島県告示第四百九号

る相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不分明であるため、同法第百八十 の要旨は、 九条の規定により当該通知の内容をいわき市役所の掲示場に掲示した。当該通知の内容 条の二第一項の規定により、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知をす 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する第三十 次のとおりである。

<u>Ŧ</u>i. 届出をした者

株式会社カワチ薬品 「別紙図面」は、省略し、 その図面を縦覧場所に備え置いて縦覧に供する。)

(商業まちづくり課)

福島県告示第四百七号

部産業振興課に備え置いて縦覧に供する。 くり課、福島県県中地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び郡山市産業観光 六年六月二十七日から同年七月二十七日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづ 項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十 大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下 「法」という。) 第八条第一

平成二十六年六月二十七日

福島県知事 佐 藤 雄 平

法第八条第一項の規定により郡山市から聴取した意見の概要 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地 ヨークベニマル方八町店 福島県郡山市方八町一丁目三百五十四番地 ほ

(商業まちづくり課)

福

島

土砂災害警戒区域

県

304

猪狩正江 酒井元廣所在の不分明な者の氏名

平成二十六年六月二十七日

福島県知事

佐

藤 雄

平

- 通知の内容の要旨
- 保安林の指定施業要件を変更する予定であること。
- 2 によること。 の指定施業要件を変更する予定である件(平成二十六年福島県告示第三百五十三号) 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林
- り、当該告示の日から三十日以内に意見書を福島県知事に提出することができるこ 当該告示の内容について異議があるときは、森林法第三十二条第一項の規定によ

(森林保全課

福島県告示第四百十号

災害特別警戒区域を次のとおり指定する。 第五十七号)第六条第一項及び第八条第一項の規定により、 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律 平成二十六年六月二十七日 土砂災害警戒区域及び土砂

福島県知事 佐 藤 雄

平

口明石

伊

達市月舘町下手渡字口明石

急傾斜地の崩壊

岩巡

同

市

同

町下手渡字岩巡

急傾斜地の崩壊

水ノ木沢	小田	山口沢	大倉沢	台沢	沢 作 ノ 内 1 号	区 域 名
同 市同 町南移字水ノ木	同 市同 町石沢字小田	同 市同 町石沢字山口	同 市同 町大倉字上大倉	田村市船引町長外路字台	伊達市月舘町下手渡字作ノ内	区域
土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	現象の種類 原因となる自然 の発生
					次の図のとおり	区域の範囲

長光地

石川郡古殿町大字鎌田字長光地

急傾斜地の崩壊

長光地2号

同

郡

同

町大字鎌田字長光地

急傾斜地の崩壊

発木内

同

同

町大字鎌田字発木内

急傾斜地の崩壊

湯川原3号

会津若松市大戸町大字芦ノ牧字

急傾斜地の崩壊

峠

砂子田

同

市

同

町船引字砂子田

急傾斜地の崩壊

霜田

同

市

同

町芦沢字霜田

急傾斜地の崩壊

軽井沢

同

市

同

町新館字軽井沢

急傾斜地の崩壊

本町

田

村市船引町大倉字本町

急傾斜地の崩壊

大木沢	茸山	舘ノ腰	遠下沢	馬込沢	五升蒔田2	中山沢	田代坂沢
同	同	同	同	同	同	同	同
市同	市同	市同	市同	市同	市同	市同	市同
町北鹿又字早坂久保	町北鹿又字岫ノ前	町北鹿又字舘ノ腰	町横道字遠下	町上移字馬込	町上移字五升蒔田	町中山字遠中山	町中山字表
土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流
	同 市同 町北鹿又字早坂久保	沢 同 市同 町北鹿又字早坂久保 同 市同 町北鹿又字岫ノ前	沢 同 市同 町北鹿又字早坂久保 同 市同 町北鹿又字軸ノ前	同 市同 町北鹿又字早坂久保 同 市同 町北鹿又字・畑ノ前	同 市同 町北鹿又字軒坂久保 同 市同 町北鹿又字舶ノ前	田2 同 市同 町上移字馬込 同 市同 町北鹿又字軸ノ前 同 市同 町北鹿又字軸ノ前 町北鹿又字軸ノ前 町北鹿又字軸ノ前 田2 田2 田2 田2 田2 田2 田2 田	日 市同 町上移字五升蒔田 日 市同 町上移字五升蒔田 町北鹿又字軸ノ前 町北鹿又字早坂久保 日 市同 町北鹿又字中坂久保 日 日 市同 町北鹿又字中坂久保 日 日 日 日 日 日 日 日 日

馬込沢

同

市

同

町上移字馬込

土石流

中山沢

同

市

同

町中山字遠中

Щ

土石流

田代坂沢

同

市

同

町中山字表

土石流

水ノ木沢

同

市

同

町南移字水ノ木

土石流

山口沢

同

市

同

町石沢字山口

土石流

大倉沢

同

市

同

町大倉字上大倉

土石流

台沢

田村市船引町長外路字台

土石流

沢 作

/内1号

伊達市月舘町下手渡字作

ラ内

土石流

茸山

同

市

同

町北鹿又字岫ノ前

土石流

本町

田

.村市船引町大倉字本町

急傾斜地の崩壊

岩巡

同

市

同

町下手渡字岩巡

急傾斜地の崩壊

 \Box

明石

伊

.達市月舘町下手渡字口明

石

急傾斜地の崩壊

遅谷沢

峠 一会津若松市大戸町大字芦ノ牧字

土石流

大木沢

同

市

同

町北鹿又字早坂久保

土石流

X

域 名

区

域

1.	二 土砂災害特別警戒区域	_
上沙災害の発生		
自区域の		

ると想定される 建築物に作用す の範囲及び

現象の種類

原因となる自然

次の図のとおり

公 告

湯川原3号	発木内	長光地2号	長光地	砂子田	霜田	軽井沢
峠 会	同	同	石川	同	同	同
津若 松志	郡同	郡同	川郡古品	市同	市同	市同
峠会津若松市大戸町大字芦ノ牧字	町大字鎌田字発木内	町大字鎌田字長光地	石川郡古殿町大字鎌田字長光地	町船引字砂子田	町芦沢字霜田	町新館字軽井沢
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊

災害警戒区域又は当該土砂災害特別警戒区域を所管する福島県建設事務所に備え置いて(「次の図」は、省略し、その図面を福島県土木部河川港湾総室砂防課及び当該土砂 縦覧に供する。

砂 防 課

公告第190号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける福島県庶務システムサーバ等機 器更新及び運用・保守業務の委託について、次のとおり落札者を決定したので、地方公 共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号。以 下 「特 例 政 令 」 と い う 。) 第 11条 及 び 福 島 県 財 務 規 則 (昭 和 39年 福 島 県 規 則 第 17号) 274条の11第1項の規定により公告する。

平成26年6月27日

福島県知事 佐. 藤 雄 平

1 落札に係る特定役務の名称及び数量

平成26年6月27日 金曜日

- 福島県庶務システムサーバ等機器更新及び運用・保守業務
- 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地 2 福島県総務部人事総室職員業務課 福島県福島市杉妻町2番16号
- 落札者を決定した日 3 平成26年5月30日
- 落札者の氏名及び住所
 - 日本電気株式会社 東京都港区芝五丁目7番1号
- 落札金額 5
 - 481,680,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
 - 般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日 平成26年4月11日

(職員業務課)

三 Ŧi. 四 名称 平成二十六年六月十六日申請のあった年月日 民に対して、大熊町復興計画を推進し、 代表者の氏名 この法人は、 定款に記載された目的 主たる事務所の所在 特定非営利活動法人大熊町ふるさと応援隊 渡部 千惠子 島県田村郡三春町八島台四 東日本大震災後先行きや将来展望が見えない不安感を抱えている大熊 地 直 番 地六 大熊町創生まちづくりと人づくりをする事 八島台グリーンハイツ

(文化振興課)

業を行い、大熊町から元気と希望を世界に発信していくことを目的とする。

活動法人の設立の認証の申請があったので、次のとおり公告する。 平成二十六年六月二十七日 (平成十年法律第七号)第十条第一項の規定による特定非営利 福島県知 事 佐 藤

公告第百九十一

特定非営利活動促進法

リサイクル適性(A)

再生紙を使用しています。

【定価 1 箇月 3,500円】

県 発行者 福 島 印刷所 株式会社 第 印 刷

雄 平